

## 第 5 検討部会 会議録

会議の名称	第 13 回 第 5 検討部会
開催日時	平成 20 年 2 月 19 日 ( 火 ) 10 時 00 分から 12 時 45 分
開催場所	草加市役所 ( 視察 ) みんなでまちづくり課 会議室
出席者	( 部会長 ) 石井副委員長 ( 副部会長 ) 伊田 ( 昭 ) 委員、豊田委員 ( 委員 ) 庵地委員、木岡委員、椎橋委員、山田委員、堀委員
会議内容	1 . 草加市自治基本条例の活用状況
会議資料	草加市作成資料
発言内容	<p>挨拶 ( 井出課長 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草加市みんなでまちづくり基本条例は平成 16 年 3 月に制定し、3 年半が過ぎた。みんなでまちづくり会議を制度として保障している所に特色がある。そこから 4 つの提案があがってきて、事業化に結びついたものもある。</li> <li>・会議を活性化するためにどうすればいいかということで、検証委員会を設置した所である。そこでの議論を踏まえて、一段上の条例にしていきたい。</li> </ul> <p>条例策定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年度から公募委員 2 名を含む 10 名で懇話会を設置して検討を行い、平成 14 年度の 3 月議会に上程した。</li> <li>・平成 13 年度からの総合振興計画基本構想にシンボルプロジェクトとして掲げられている。</li> </ul> <p>条例制定で何が変わったのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例は、単独の自治基本条例を作るために制定されたものではない。自治基本条例、パートナーシップまちづくり ( 市民参加 ) 条例、まちづくり手続条例の三本柱の総合条例となっている。</li> <li>・市民参加を主眼とした「まちづくり総合条例」を先行して検討していた。平成 14 年度に議会に上程後、議会からこれは自治基本条例ではないかとの意見が上がり、継続審議になり、特別委員会が設置された。特別委員会で議論し、修正され、平成 16 年 6 月に制定され、10 月から施行になった。</li> <li>・本条例のポイントは、まちづくりの環境整備とまちづくりの参画手続である。各章の記述はほぼすべて制度として実現された。それまではあいまいなことが、条例で明確になった。懇話会メンバーからは、担当者が変わるということで行政に対する不信感があげられていたが、条例により担当が変わってもやり方が変わらないことが明らかにされた。</li> <li>・提案制度も他自治体にはない特徴である。現在、55 名・団体 ( 11 名・44 団体 ) が登録している。それでみんなでまちづくり会議を構成している。</li> </ul>

会議は議会の翌月、定例会議が年 4 回、他必要があれば臨時会議が行われる。出席者は 20 名程度である。

- ・条例だけではわからないので、足掛け 3 年 49 回の会議を行って、「協働のガイドライン」を策定した。
- ・条例制定で変わったことは資金的な支援、活動の拠点、市民の発議を受けける提案制度とそれを支えるためのガイドラインが上げられる。
- ・条例とガイドラインを運用しながら、市民が活躍できる公共空間をつくりたいと願っている。

#### 市民への浸透度

- ・広報特別号を発行し、周知に努めている。それよりも、草加市はもともと市民活動が活発で、市民が中心になって条例を啓蒙している。
- ・ソーシャルジレンマというが、受身的な市民をどうするかが課題である。協働のガイドラインを作ったのもそれが背景である。市民と行政で流儀が違う。一緒に活動し、一緒に考えていけないといけない。
- ・草加市はさいたま都民と言われるようにベッドタウンであり、町会加入率も 61%と低い。選挙の投票率も 2、3 割であり、受動的な市民が多く、どう上げていくかが課題である。
- ・NPO 法人は 37 団体と多く、活発である。そこを通じて広めていくのが効果的だと思う。熱い人を育てて、そこから普及させていく。

#### 運用上の課題

- ・みんなでまちづくり会議の登録員が 55 名・団体しかなく、これまで、提案が 4 件しかない。また、提案に対して会議で意見を出し、それを役所でまとめて次回に回答としているが、これは当初想定していたものとは違う。このようなことが課題である。
- ・本条例には 5 年で見直すこととしているので、検証委員会を設置し、そこでどのようにすればいいのかを検討することとした。
- ・検証委員会メンバーは 10 名で、公募市民 2 名、学識者 3 名、市民団体 5 名で構成している。

#### 既存条例の再構築

- ・新規の条例は景観条例しかない。また、開発事業の手続条例については、まちづくり登録員を周辺住民とすることとしている。そこで意見を述べることができるとしている。

#### まちづくりの性格

- ・当初は、地区計画など都市計画的なまちづくりが対象であったこともあるので、ハード的な色彩が強く残っているが、みんなでまちづくり課は総合政策部にあり、対象は広い。また、課は町会、NPO 両方の支援も行っている。

	<p>まちづくり提案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり登録員でないと提案権はないこととしている。</li> <li>・提案のクオリティは明確にしていない。これまでの4つの提案が条例制定前から長年温められてきたものでクオリティが高い提案であった。これを見て、続く人たちがそこまで検討しないと提案できないのかと腰が引けてしまったのではないかと思う。</li> <li>・そこで課または市民活動センターで事前相談などを受けるようにしている。</li> <li>・もっと多くの提案が出てきて欲しい。</li> <li>・議題の審査メンバーは登録員と事務局としてみんなでまちづくり課職員が入り、関係する部署があれば担当課職員が傍聴として出席をする。登録員から意見・提案をしてもらい実現するかどうかについては関係部署で調整し対応できるものであれば市長に報告し承認をもらう。</li> <li>・協働の指針ということで、市民の方から提案に対して、市民の方と一緒にやっていくことが、みんなでまちづくり会議に上がってくる提案であると思う。この4件はこういうことを考えているので行政がやって下さいというのではなく、行政に対し我々もこういう役割を果たすけれども実現可能かという提案である。このような提案を集約して向上させていくかを指針の中で運用できればと思う。</li> </ul> <p>市民団体が条例の浸透に熱心な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年度に市制40周年を記念して、パートナーシップのまちづくりのシンポジウムがあった。そこからパートナーシップのまちづくり条例を作ろうという動きが始まった。シンポジウムを実行するために、実行委員会が作られ、地域ごとにテーマが違うからと言って、7つの地域ごとにミニシンポジウムを行った。それを束ねて、シンポジウムを成功させた。行政だけでなく、市民と一緒に検討段階からつくっていくという成功体験が共有された。いま中心となっているのは当時の実行委員会の方々が多い。</li> </ul> <p>議会の態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は条例やみんなでまちづくり会議に対して好意的である。条例化にあたっては、行政の対応に不満があった場合には議会で仲裁するようにしている。</li> </ul> <p>市民活動団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草加市では、自治会のような地縁団体とNPOのようなテーマ型活動を行う志縁団体をあわせて、市民活動団体と言っている。まちづくり支援制度も両者を区分していない。</li> </ul> <p>みんなでまちづくり課の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長以下8名体制である。</li> </ul>
--	--

	<p>草加市からのアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・草加市条例は議会に関する条文が盛り込んである。</li><li>・見直し規定は非常に重要になるのでは。</li></ul>
次回以降日程 (予定)	第14回 2月29日(金) 18~20時 講座室A